

霧島市民間共同住宅等の建設に関する条例の一部改正について

霧島市民間共同住宅等の建設に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 8 月 2 9 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市民間共同住宅等の建設に関する条例の一部を改正する条例

霧島市民間共同住宅等の建設に関する条例（平成17年霧島市条例第275号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「共同住宅及び」を「共同住宅、長屋及び」に改める。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

（提案理由）

共同住宅と類似の形態である長屋を明記するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。